賃金控除に関する協定書

株式会社　　　　（以下、「会社」という。）と従業員代表　　　　　　　　とは、労働基準法第24条第１項但し書に基づき、賃金控除に関し下記のとおり協定する。

（適用範囲）

　　第1条　本協定は、すべての従業員（以下「従業員」という。）に適用する。

（控除対象）

　　第2条　会社は、毎月〇〇日、従業員への賃金支払の際、次のものを控除して、支払うことができる。

①社宅家賃

②互助会会費

③・・・

④その他従業員本人が個別に同意したもの

（有効期間）

　　第3条　本協定の有効期間は、　〇年〇月〇日から１年間とする。ただし、有効期間満了の○か月前までに、労使双方いずれからも申出がないときには、更に１年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

協定成立年月日　　　　　年　　月　　日  
株式会社　　　 　代表取締役　　　　　　　　　　　　印  
　　　 　　　　　従業員代表　　　　　　　　　　　　印